

グローバル CSR の潮流

—サステナビリティによる価値創造へ

株式会社 国際社会経済研究所
(NEC グループ)

代表取締役社長 鈴木 均

グローバル化の「負」の問題が起点

1990年代後半から2000年代にかけてCSR (Corporate Social Responsibility / 企業の社会的責任) への関心が世界的に高まった。90年代の企業活動を中心とする経済のグローバル化の進展が地球環境や社会に様々な深刻な影響を与えてきたことが背景にある。例えば地球温暖化(気候変動)の進展、生物多様性・生態系の破壊や環境汚染の問題、資源の枯渇化、新興国・途上国を中心とするサプライチェーンを含む児童労働・強制労働、腐敗や経済格差などの人権問題などである。また食品安全問題、品質偽装、贈賄などの不祥事・非倫理的行動に代表されるコンプライアンスの問題もある。

これらの「負」の問題の是正に向けて、欧米を中心とする人権や環境などのNGO (Non-Governmental Organizations 非政府組織) が、問題の起因になっているような多国籍企業などへの監視を世界中で強化してきた。メディアや消費者団体、労働団体等とも連携し、またインターネットなど情報通信技術の活用によってグローバル規模で消費者を巻き込むネガティブ・キャンペーンを展開するなど、企業に対するステークホルダーの影響力が高まった。

人権中心にソフトロー化が進展

ステークホルダーの動きと並行し、国連をはじめとする国際社会は多国籍企業などの活動に対す

る“縛り”として、CSRに関連する様々な国際行動規範、規格などのソフトローや規制などを強化してきた。

代表例として、CSR全般について包括的に企業への指針を示している「国連グローバル・コンパクト」(2000年)や組織の社会的責任ガイドライン規格「ISO26000」(2010年)、「OECD多国籍企業行動指針」(2011年改訂)がある。CSRの中核的要素である人権・労働の領域での代表的な国際行動規範として「ILO中核的労働基準4原則」(結社の自由および団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除)がある。また、国際社会の高い関心を集め、様々な領域に影響を与えているのが2011年に国連で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」である。国家の人権保護義務、企業の人権尊重責任、そして救済メカニズムの3つが柱である。企業が人権問題に取り組むための指針で、基本方針の表明、人権への影響を特定、予防や軽減、救済措置などの人権デュー・ディリジェンスが求められている。この指導原則の実効性を高めるために、2015年7月には、国連人権理事会において条約による法規制化を検討する作業が始まった。また、2015年6月にドイツで開催されたG7サミットでもこの指導原則が強く支持され、各国政府は国別行動計画を策定することになった。人権への関心が世界的に高まっており、これらの動向を注視する必要がある。

NGOの主導でルール化したガイドラインも生まれた。例えば、情報開示ルールを定めた蘭GRI